

平成30年7月豪雨により被災された方への 呉市国民健康保険の一部負担金（窓口負担）の還付について

平成30年7月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

平成30年7月5日から令和元年6月30日までの診療等に係る一部負担金（窓口負担）については、令和元年7月以降も以下のとおり還付することができます。

【制度の概要】

上記豪雨により被災され、以下の《要件》のいずれかに該当される方は、世帯主の方からの還付申請により、呉市国保から一部負担金相当額の還付を受けることができます。（また、受診医療機関等に直接御相談いただくことで、領収書と引換えに医療機関等から払い戻しを受けることができる場合があります。）

なお、還付申請の時効は、医療機関等に一部負担金を支払った日の翌日から起算し2年ですので御注意ください。

【対象となる方】

次のいずれかの要件に該当される呉市国民健康保険の被保険者の方

- 《要件》
- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【対象の診療期間】

平成30年7月5日から令和元年6月30日まで

【還付対象の費用】

健康保険の対象となる診療、調剤及び訪問看護の一部負担金

【手続に必要なもの】

- 国民健康保険一部負担金還付申請書（治療を受けた方ごと、診療年月ごとに申請が必要です。）
- 国民健康保険一部負担金免除申請書（すでに申請済の場合は省略できます。）
- 領収書又は支払証明書（保険診療の医療費総額・点数とその一部負担金の支払を証明できる書類）
- 《要件》に該当することがわかる書類の写し（すでに免除申請済の場合は省略できます。）
 - ・要件①の場合 リ災証明書
 - ・要件②死亡の場合 死亡診断書、警察の発行する死体検案書
 - ・要件②重篤な傷病の場合 医師の診断書（1か月以上の治療を要すると認められるもの）
 - ・要件③の場合 警察に提出した行方不明の届出など
 - ・要件④の場合 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控えなど）
 - ・要件⑤の場合 雇用保険の受給資格証、事業主等による証明
- 国民健康保険被保険者証
- 世帯主の方の認め印
- 振込の通帳（世帯主名義の預金通帳）

【その他】

手続きは、保険年金課（本庁舎3階）か各市民センター（支所）で行うことができます。

申請書に記入された預金口座に振込みます。なお、申請から還付（振込）までに数か月かかることがあります。

還付額は、高額療養費の算定対象外となります。

また、還付額について、すでに高額療養費が支給済の場合には、還付額と高額療養費支給済額とで振替（調整）が生じ、一部負担金全額の還付を受けることができない場合があります。